



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

○ 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（新産業振興課）	4
○ 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（企業立地推進課）	7
○ 沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（企業立地推進課）	8
○ 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例（観光政策課）	9
○ 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（道路街路課）	11
○ 沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（道路管理課）	39
○ 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）	52
○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）	53
○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課）	54
○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁県立学校教育課）	55
○ 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	56
○ 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）	56
○ 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例（警察本部暴力団対策課）	60
○ 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（警察本部交通規制課）	60
○ 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（病院事業局県立病院課）	62
○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課）	63
○ 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（病院事業局県立病院課）	64

公布された条例のあらまし

○ 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（条例第36号）

- 1 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び位置について定めることとした。（第1条及び第2条）
- 2 使用の許可について定めることとした。（第3条）
- 3 使用料及びその減免について定めることとした。（第4条及び第5条）
- 4 工作物等の設置等について定めることとした。（第6条）
- 5 権利の譲渡等の禁止について定めることとした。（第7条）
- 6 使用の許可の取消し等について定めることとした。（第8条）
- 7 放置物件の除去命令について定めることとした。（第9条）
- 8 立入り等について定めることとした。（第10条）
- 9 使用者の原状回復義務について定めることとした。（第11条）
- 10 損害賠償等について定めることとした。（第12条）
- 11 規則への委任について定めることとした。（第13条）
- 12 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則）

- 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第37号）
 - 1 うるま市勝連南風原地内に新たな賃貸工場を設置することとした。（第2条関係）
 - 2 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区の常設展示用施設を廃止することに伴い、同施設の使用料に関する規定を削ることとした。（別表関係）
 - 3 1のうち、高度技術製造業賃貸工場の施設使用料の徴収根拠を定めることとした。（別表関係）
 - 4 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）
 - 1 沖縄ＩＴ津梁パーク施設に情報通信機器検証拠点施設を追加することとした。（第2条関係）
 - 2 情報通信機器検証拠点施設の施設使用料を定めることとした。（別表関係）
 - 3 中核機能支援施設及び企業立地促進センターの駐車場使用料を事業用専用区画使用料に含めることとした。（別表関係）
 - 4 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、準備行為に関する規定については公布の日から、3については平成25年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例（条例第39号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 手数料について定めることとした。（第2条及び別表）
 - 3 手数料の納付時期について定めることとした。（第3条）
 - 4 手数料の不還付について定めることとした。（第4条）
 - 5 過料について定めることとした。（第5条）
 - 6 規則への委任について定めることとした。（第6条）
 - 7 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 8 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失うこととした。（附則第2項）
- 沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（条例第40号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
 - 3 自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示について定めることとした。（第3条）
 - 4 道路の構造の一般的技術的基準を定めることとした。（第4条から第46条まで）
 - 5 道路標識の寸法について定めることとした。（第47条）
 - 6 自動車専用道路と道路等の交差の方式について定めることとした。（第48条）
 - 7 規則への委任について定めることとした。（第49条）
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）
- 沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（条例第41号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
 - 3 移動等円滑化のために必要な歩道等の構造に関する基準を定めることとした。（第3条から第10条まで）
 - 4 移動等円滑化のために必要な立体横断施設の構造に関する基準を定めることとした。（第11条から第16条まで）
 - 5 移動等円滑化のために必要な乗合自動車停留所の構造に関する基準を定めることとした。（第17条及び第18条）
 - 6 移動等円滑化のために必要な路面電車停留場等の構造に関する基準を定めることとした。（第19条から第21条まで）
 - 7 移動等円滑化のために必要な自動車駐車場の構造に関する基準を定めることとした。（第22条から第32条まで）
 - 8 移動等円滑化のために必要なその他の施設等の構造に関する基準を定めることとした。（第33条から第36条まで）
 - 9 この条例は、公布の日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）

- 沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第42号）
 - 1 道路法施行令の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。（第4条及び別表関係）
 - 2 太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設を設置する場合の占用料の徴収根拠を定めることとした。（別表関係）
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第43号）
 - 1 屋外広告物法及び条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った久米島町が処理することとした。（第47条関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第44号）
 - 1 建築基準法施行規則の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。（第24条関係）
 - 2 条例に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議の整った市が処理することとした。（第30条の2関係）
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1については、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第45号）
 - 1 県立高等学校及び県立特別支援学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）
 - 1 沖縄県警察職員の定員を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第47号）
 - 1 風俗営業許可申請手数料及び遊技機変更承認申請手数料の額を改めることとした。（別表第1関係）
 - 2 遊技機の認定等に関する手数料の額を改めることとした。（別表第2関係）
 - 3 この条例は、平成25年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）
- 沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第48号）
 - 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うこととした。（第4条関係）
 - 2 報告徴収及び勧告の対象行為者を改めることとした。（第18条及び第19条関係）
 - 3 この条例は、平成25年6月1日から施行することとした。ただし、1については、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）
- 沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（条例第49号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 用語の定義について定めることとした。（第2条）
 - 3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機に関する基準を定めることとした。（第3条）
 - 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路標識に関する基準を定めることとした。（第4条）
 - 5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路標示に関する基準を定めることとした。（第5条）
 - 6 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（条例第50号）
 - 1 この条例の趣旨について定めることとした。（第1条）
 - 2 水道技術管理者の資格について定めることとした。（第2条）

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。 (附則)
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）
1 沖縄県立宮古病院の病床数を改めることとした。 (別表第1関係)
2 沖縄県立宮古病院附属池間診療所を廃止することとした。 (別表第2関係)
3 この条例は、平成25年6月1日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。 (附則)
- 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第52号）
1 自宅に係る住居手当を廃止することとした。 (第9条関係)
2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。 (附則)

条 例

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第36号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 バイオテクノロジーを活用した産業及びこれと関連性が高い産業（以下「バイオ関連産業等」という。）に関する研究開発による新たな事業を開拓するための施設並びにバイオ関連産業等に関する研究の成果の企業化を支援する施設を提供することにより、バイオ関連産業等の活性化を促進し、もって県内におけるバイオ関連産業等の振興に資するため、沖縄バイオ産業振興センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、うるま市字州崎5番地1とする。

(使用の許可)

第3条 センターの施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許

可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 知事は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用料等)

第4条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができます。

3 既に納められた使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

4 使用者が施設において使用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、使用者の負担とする。

5 前各項に定めるもののほか、使用料及び費用の負担に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができます。

(工作物等の設置等)

第6条 使用者は、その使用する施設に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設の現状を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は施設の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 第3条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(放置物件の除去命令)

第9条 知事は、センター内における放置物件が施設の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該放置物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第10条 知事は、施設の管理上必要があると認めるときは、その職員に、第3条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第3条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した工作物等を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 知事は、使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第12条 使用者は、その使用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第4条関係）

施設使用料

種別	単位	金額
事業支援室	1平方メートル1月につき	2,300円
研究室	1平方メートル1月につき	2,300円
実証棟	1平方メートル1月につき	800円
駐車場	1台1月につき	3,000円

備考

- 1 使用の期間が1月未満である場合又は使用の期間に1月未満の端数がある場合には、その使用の期間又はその端数の期間については日割計算によるものとする。この場合においては、使用料の月額を30で除して得た額にその月における使用日数を乗じて計算するものとする。
- 2 使用料が面積を単位として定められている場合において、使用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第37号

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「字州崎地内」の次に「及び勝連南風原地内」を加える。

別表の1の表常設展示用施設使用料の項を削り、別表の2の表に次のように加える。

高度技術製造業賃貸工場使用料	月額	3,883,200円
----------------	----	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表常設展示用施設使用料の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第38号

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例

沖縄ＩＴ津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(5) 情報通信機器検証拠点施設

別表の1の表中「1,200円」を「1,350円」に改め、同表駐車場（事業用専用区画の利用者専用駐車場に限る。）の項を削り、別表の2の表中「1,500円」を「1,650円」に改め、

同表駐車場の項を削り、別表の4の表の次に次の1表を加える。

5 情報通信機器検証拠点施設の施設使用料

施設の種別	単位	金額
事業用専用区画	1平方メートル1月につき	1,700円

別表備考2中「、駐車場」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表の改正規定（別表の4の表の次に1表を加える部分を除く。）は平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第2条第2項第5号に規定する情報通信機器検証拠点施設の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第39号

沖縄特例通訳案内士育成研修等手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「法」という。）第14条第4項に規定する沖縄の特性に応じた通訳案内に関する研修（以下「沖縄特例通訳案内士育成研修」という。）等に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料)

第2条 沖縄特例通訳案内士育成研修を受けようとする者、法第14条第7項において準用する通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく沖縄特例通訳案内士の登録を申請する者等は、別表に掲げる手数料を納付しなければならない。

（手数料の納付時期）

第3条 手数料は、事前審査若しくは研修の申込みの際又は登録、訂正若しくは再交付の申請の際に納付しなければならない。

（手数料の不還付）

第4条 既に納付された手数料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めることは、この限りでない。

（過料）

第5条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

手数料の名称	手数料を納付すべき事務	手数料の額
沖縄特例通訳案内士育成研修受講者事前審査手数料	沖縄特例通訳案内士育成研修の受講者を選定する審査	2,000円
沖縄特例通訳案内士育成研修手数料	沖縄特例通訳案内士育成研修の実施	93,000円以内で知事が規則で定める額
沖縄特例通訳案内士登録申請手数料	法第14条第7項において準用する通訳案内士法第18条の規定に基づく沖縄特	5,100円

	例通訳案内士の登録の申請に対する審査	
沖縄特例通訳案内士登録証の訂正又は再交付手数料	法第14条第7項において準用する通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく沖縄特例通訳案内士登録証の訂正又は法第14条第7項において準用する通訳案内士法第24条の規定に基づく沖縄特例通訳案内士登録証の再交付	4,000円

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第40号

沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第24条の3、第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3の規定に基づき、県が管理する県道（以下「道路」という。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和45年政令第320号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)

第3条 法第24条の3の規定により道路に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 駐車料金の額
- (2) 駐車することができる時間
- (3) 駐車料金の徴収方法

(4) 割増金の徴収に関する注意事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項

2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。

(道路の区分)

第4条 この条例における道路の区分は、政令第3条で定めるところによる。

(車線等)

第5条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、2とする。

区分		地形	設計基準交通量（1日につき）
第一種	第二級	平地部	14,000台
	第三級	平地部	14,000台
		山地部	10,000台
	第四級	平地部	13,000台
		山地部	9,000台
第三種	第二級	平地部	9,000台
	第三級	平地部	8,000台
		山地部	6,000台

	第四級	平地部	8,000台
		山地部	6,000台
第四種	第一級		12,000台
	第二級		10,000台
	第三級		9,000台
交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。			

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。）の車線の数は4以上（交通の状況により必要がある場合を除き、2の倍数）、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は2以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあっては地形の状況に応じ、次の表に掲げる1車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分	地形	1車線当たりの設計基準交通量（1日につき）	
第一種	第二級	平地部	12,000台
		山地部	9,000台
	第三級	平地部	11,000台
		山地部	8,000台
	第四級	平地部	11,000台
		山地部	8,000台
第二種	第一級	18,000台	

	第二級		17,000台
第三種	第二級	平地部	9,000台
		山地部	7,000台
	第三級	平地部	8,000台
		山地部	6,000台
	第四級	山地部	5,000台
第四種	第一級		12,000台
	第二級		10,000台
	第三級		10,000台
交差点の多い第四種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。			

4 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。）の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあっては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に0.25メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から0.25メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員
第一種	第二級	3.5メートル
	第三級	3.5メートル
		3.25メートル

	第四級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	3メートル
第二種	第一級	普通道路	3.5メートル
		小型道路	3.25メートル
	第二級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	3メートル
第三種	第二級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第三級	普通道路	3メートル
		小型道路	2.75メートル
	第四級		2.75メートル
第四種	第一級	普通道路	3.25メートル
		小型道路	2.75メートル
	第二級及び第三級	普通道路	3メートル
		小型道路	2.75メートル

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第36条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができます。

(車線の分離等)

第6条 第一種又は第二種の道路（対向車線を設けない道路を除く。以下この条において

同じ。) の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が4以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

- 2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数（登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。）が3以下である第一種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。
- 3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。
- 4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員	
第一種	第二級	4.5メートル	2メートル
	第三級	3メートル	1.5メートル
	第四級		
第二種	第一級	2.25メートル	1.5メートル
	第二級	1.75メートル	1.25メートル
第三種	第二級		
	第三級	1.75メートル	1メートル
	第四級		
第四種	第一級		
	第二級	1メートル	

	第三級		
--	-----	--	--

- 5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
- 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値とするものとする。ただし、第4項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員	
第一種	第二級	0.75メートル	0.25メートル
	第三級	0.5メートル	
	第四級		
第二種		0.5メートル	0.25メートル
第三種	第二級		0.25メートル
	第三級	0.25メートル	
	第四級		
第四種	第一級		0.25メートル
	第二級	0.25メートル	
	第三級		

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帶に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数が1である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応

じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第7条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員		
第一種	第二級	普通道路	2.5メートル	1.75メートル
		小型道路	1.25メートル	
	第三級及び第四級	普通道路	1.75メートル	1.25メートル
		小型道路	1メートル	
第二種			普通道路	1.25メートル
			小型道路	1メートル
第三種	第二級から第四級まで	普通道路	0.75メートル	0.5メートル
		小型道路	0.5メートル	
	第五級		0.5メートル	
第四種			0.5メートル	

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が1であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ100メートル以上のトンネル、長さ50メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員	
第二級及び第三級	普通道路	2.5メートル	1.75メートル
	小型道路	1.25メートル	
第四級	普通道路	2.5メートル	2メートル
	小型道路	1.25メートル	

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分		車道の右側に設ける路肩の幅員	
第一種	第二級	普通道路	
		1.25メートル	
	第三級及び第四級	小型道路	
		0.75メートル	
第二種		普通道路	
		0.75メートル	
		小型道路	
		0.5メートル	

第三種	0.5メートル
第四種	0.5メートル

- 5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第3項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第二級の道路にあっては1メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあっては0.75メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあっては0.5メートルまで縮小することができる。
- 6 副道に接続する路肩については、第2項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の左欄中「0.75」とあるのは、「0.5」とし、第2項ただし書の規定は適用しない。
- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあっては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の左欄に掲げる値と、小型道路にあっては0.25メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の右欄に掲げる値とすることができます。

区分		路肩に設ける側帯の幅員	
第一種	第二級	0.75メートル	0.5メートル
	第三級	0.5メートル	0.25メートル
	第四級		
第二種	第一級	0.5メートル	
	第二級		

10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。

11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第2項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第4項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第9条 第四種（第四級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

2 停車帯の幅員は、2.5メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第10条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員
単線	3メートル
複線	6メートル

(自転車道)

第11条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを

得ない場合においては、この限りでない。

- 3 自転車道の幅員は、2メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第12条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては4メートル以上、その他の道路にあっては3メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道（以下「横断歩道橋等」という。）又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、並木を設ける場合にあっては第15条第2項に規定する幅員に相当する値、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩道)

第13条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道

路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては3.5メートル以上、その他の道路にあっては2メートル以上とするものとする。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあっては3メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあっては2メートル、ベンチを設ける場合にあっては1メートル、並木を設ける場合にあっては第15条第2項に規定する幅員に相当する値、その他の場合にあっては0.5メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第14条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(植樹ます)

第15条 第12条第3項及び第13条第4項の規定により並木を設ける場合にあっては、植樹ます(自転車歩行者道又は歩道の一部に縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる植栽地をいう。以下同じ。)を設けるものとする。

2 植樹ますの幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。ただし、地域の緑化計画等を考慮して特に必要があると認められる場合には、当該値を超える適切な値とするものとする。

3 植樹ますの植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(植樹帶)

第16条 第四種(第四級を除く。)の道路には、植樹帶を設けるものとし、その他の道路

には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 植樹帯の幅員は、1.5メートルを標準とするものとする。
- 3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。
 - (1) 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間
 - (2) 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間
- 4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の緑化計画等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第17条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の左欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の右欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（1時間につき）	
第一種	第二級	100キロメートル	80キロメートル
	第三級	80キロメートル	60キロメートル
	第四級	60キロメートル	50キロメートル
第二種	第一級	80キロメートル	60キロメートル
	第二級	60キロメートル	50キロメートル又は40キロメートル
	第二級	60キロメートル	50キロメートル又は40キロメートル
	第三級	60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	30キロメートル

第三種	第四級	50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	20キロメートル
	第五級	40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	
第四種	第一級	60キロメートル	50キロメートル又は40キロメートル
	第二級	60キロメートル、50キロメートル又は40キロメートル	30キロメートル
	第三級	50キロメートル、40キロメートル又は30キロメートル	20キロメートル
	第四級	40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートル	

2 副道の設計速度は、1時間につき、40キロメートル、30キロメートル又は20キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第18条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第36条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第19条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分（以下「車道の曲線部」という。）の中心線の曲線半径（以下「曲線半径」という。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の左欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の右欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度（1時間につき）	曲線半径	
100キロメートル	460メートル	380メートル

80キロメートル	280メートル	230メートル
60キロメートル	150メートル	120メートル
50キロメートル	100メートル	80メートル
40キロメートル	60メートル	50メートル
30キロメートル	30メートル	
20キロメートル	15メートル	

(曲線部の片勾配)

第20条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値（第三種の道路で自転車道又は自転車歩行者道（以下「自転車道等」という。）を設けないものにあっては、6パーセント）以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	最大片勾配
第一種、第二種及び第三種	10パーセント
第四種	6パーセント

(曲線部の車線等の拡幅)

第21条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線（車線を有しない道路にあっては、車道）を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第22条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道

の屈曲部にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（1時間につき）	緩和区間の長さ
100キロメートル	85メートル
80キロメートル	70メートル
60キロメートル	50メートル
50キロメートル	40メートル
40キロメートル	35メートル
30キロメートル	25メートル
20キロメートル	20メートル

(視距等)

第23条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（1時間につき）	視距
100キロメートル	160メートル
80キロメートル	110メートル
60キロメートル	75メートル

50キロメートル	55メートル
40キロメートル	40メートル
30キロメートル	30メートル
20キロメートル	20メートル

2 車線の数が2である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。
 （縦断勾配）

第24条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の左欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の右欄に掲げる値以下とすることができる。

区分	設計速度（1時間につき）	縦断勾配	
普通道路	100キロメートル	3パーセント	6パーセント
	80キロメートル	4パーセント	7パーセント
	60キロメートル	5パーセント	8パーセント
	50キロメートル	6パーセント	9パーセント
	40キロメートル	7パーセント	10パーセント
	30キロメートル	8パーセント	11パーセント
	20キロメートル	9パーセント	12パーセント
	100キロメートル	4パーセント	6パーセント
第一種、第二種及び第三種	80キロメートル	7パーセント	

第四種	小型道路	60キロメートル	8パーセント	
		50キロメートル	9パーセント	
		40キロメートル	10パーセント	
		30キロメートル	11パーセント	
		20キロメートル	12パーセント	
	普通道路	60キロメートル	5パーセント	7パーセント
		50キロメートル	6パーセント	8パーセント
		40キロメートル	7パーセント	9パーセント
		30キロメートル	8パーセント	10パーセント
		20キロメートル	9パーセント	11パーセント
小型道路	60キロメートル	8パーセント		
	50キロメートル	9パーセント		
	40キロメートル	10パーセント		
	30キロメートル	11パーセント		
	20キロメートル	12パーセント		

(登坂車線)

第25条 普通道路の縦断勾配が5パーセント（普通道路で設計速度が1時間につき100キロメートルであるものにあっては、3パーセント）を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、3メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第26条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき60キロメートルである第四種第一級の道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を1,000メートルまで縮小することができる。

設計速度（1時間につき）	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径
100キロメートル	凸形曲線	6,500メートル
	凹形曲線	3,000メートル
80キロメートル	凸形曲線	3,000メートル
	凹形曲線	2,000メートル
60キロメートル	凸形曲線	1,400メートル
	凹形曲線	1,000メートル
50キロメートル	凸形曲線	800メートル
	凹形曲線	700メートル
40キロメートル	凸形曲線	450メートル
	凹形曲線	450メートル
30キロメートル	凸形曲線	250メートル
	凹形曲線	250メートル
20キロメートル	凸形曲線	100メートル
	凹形曲線	100メートル

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（1時間につき）	縦断曲線の長さ
100キロメートル	85メートル
80キロメートル	70メートル
60キロメートル	50メートル
50キロメートル	40メートル
40キロメートル	35メートル
30キロメートル	25メートル
20キロメートル	20メートル

(舗装)

第27条 車道、中央帯（分離帯を除く。）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして規則で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く。）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第28条 車道、中央帯（分離帯を除く。）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の右欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5パーセント以上2パーセント以下
その他	3パーセント以上5パーセント以下

- 2 歩道又は自転車道等には、2パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。
- 3 前条第3項本文に規定する構造の舗装道にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第29条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき30キロメートル又は20キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、12.5パーセント以下とすることができる。

設計速度（1時間につき）	合成勾配
100キロメートル	10パーセント
80キロメートル	10.5パーセント
60キロメートル	
50キロメートル	
40キロメートル	
30キロメートル	11.5パーセント

20キロメートル

(排水施設)

第30条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠^{きょ}、集水ますその他の適當な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第31条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適當な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第四種第一級の普通道路にあっては3メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあっては2.75メートルまで、第四種の小型道路にあっては2.5メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては3メートル、小型道路にあっては2.5メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第32条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適當なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が4以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する

道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第5条から第8条まで、第17条、第19条、第20条、第22条から第24条まで、第26条、第29条及び政令第12条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第33条 道路が鉄道又は軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

(1) 交差角は、45度以上とすること。

(2) 踏切道の両側からそれぞれ30メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、2.5パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

(3) 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上5メートルの地点における1.2メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (1時間につき)	見通し区間の長さ
50キロメートル未満	110メートル
50キロメートル以上70キロメートル未満	160メートル
70キロメートル以上80キロメートル未満	200メートル
80キロメートル以上90キロメートル未満	230メートル
90キロメートル以上100キロメートル未満	260メートル
100キロメートル以上110キロメートル未満	300メートル

110キロメートル以上	350メートル
-------------	---------

(待避所)

第34条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- (1) 待避所相互間の距離は、300メートル以内とすること。
- (2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- (3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第35条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(凸部、狭窄部等)

第36条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第37条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第38条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防護施設)

第39条 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第40条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第41条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 前項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第42条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第5条から第7条まで、第9条から第16条まで、第19条から第27条まで、第29条、第31条から第34条まで、第36条から第38条まで、第40条及び第41条並びに政令第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第43条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該県道を当該市町村道とすることにより第4条の規定による区分が変更されることとなるときは、第5条、第6条第1項、第4項及び第6項、第8条第2項から第6項まで、第9項及び第11項、第9条第1項、第12条第3項、第13条第1項、第2項及び第4項、第16条第1項、第17条第1項、第20条、第21条、第22条第1項、第24条、第26条第2項、第27条第3項、第31条第3項、第34条並びに第36条並びに政令第3条第4項及び第5項、第4条並びに第12条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県

道の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第44条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項及び第3項、第19条から第26条まで、第27条第3項並びに第29条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第5条、第6条第4項から第6項まで、第7条、第8条第2項、第9条、第10条、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第3項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項及び第3項、第23条第1項、第25条第2項、第27条第3項、次条第1項及び第2項並びに第46条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適當でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第45条 自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2.5メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第4条から第43条まで及び前

条第1項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第14条を除く。）並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第46条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、2メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第4条から第13条まで、第15条から第43条まで及び第44条第1項並びに政令第3条、第4条、第12条並びに第35条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

（道路標識の寸法）

第47条 法第45条第3項に規定する道路に設ける道路標識の寸法は、交通の安全と円滑を図ることを考慮して、規則で定める寸法とするものとする。この場合において、道路の形状、交通の状況等により、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）で定める道路標識の寸法に満たない寸法を定めるときは、交通の安全と円滑に支障のない範囲で、かつ、同令で定める寸法の2分の1以上となる寸法を定めるものとする。

（自動車専用道路と道路等の交差の方式）

第48条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

(1) 当該交差が一時的である場合

(2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

（規則への委任）

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に新設又は改築の工事中の道路について、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対して、当該規定は適用しない。

沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第41号

沖縄県移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 歩道等（第3条—第10条）

第3章 立体横断施設（第11条—第16条）

第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）

第5章 路面電車停留場等（第19条—第21条）

第6章 自動車駐車場（第22条—第32条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第33条—第36条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **有効幅員** 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設又は歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員を除いた幅員をいう。
 - (2) **車両乗入れ部** 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。
 - (3) **視覚障害者誘導用ブロック** 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。
- 2 前項に掲げるもののほか、この条例において使用する用語は、法、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）において使用する用語の例による。

第2章 歩道等**(歩道)**

第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第40号）第13条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

- 2 自転車歩行者道の有効幅員は、沖縄県県道の構造の技術的基準等を定める条例第12条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。
- 3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(舗装等)

第5条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。
- 3 歩道を横断する排水溝を設ける場合は、つえ又は車椅子の車輪が落ち込まない溝蓋を設けるものとする。

(勾配等)

第6条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができます。

3 歩道等の巻込み部における歩道等と車道とのすりつけ及び横断歩道に接続する歩道等と車道とのすりつけについては、次に定める構造とするものとする。

(1) すりつけ勾配は、5パーセント以下とすること。

(2) すりつけ区間と段差の間には、150センチメートル以上の水平区間を設けるよう努めること。

4 横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、同一の高さですりつけるものとする。

(歩道等と車道等の分離)

第7条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に植樹ます（歩道等の一部に縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる植栽地をいう。）若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第8条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

（横断歩道に接続する歩道等の部分）

第9条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとする。

- 2 前項の縁端の段差は2センチメートルを標準とし、かつ、車椅子使用者の通行に支障のない構造とするものとする。ただし、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等視覚障害者が容易に識別できる措置を講ずる場合においては、縁端の段差は2センチメートル以下とすることができます。

- 3 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に転回できる構造とするものとする。

（車両乗入れ部）

第10条 第4条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第6条第2項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とするものとする。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第11条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

- 2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

- (1) 籠の内法幅^{ゆき}は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。
- (3) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。
- (4) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。
- (5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) 籠内に、空調設備を設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (10) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (11) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (12) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (13) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。
- (14) 乗降口に、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

- (15) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りでない。
- (16) 篠は、利用階、第30条第2項第1号に規定する便房、同項第2号に規定する便所又は第22条第1項に規定する障害者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- (17) エレベーターの付近には、当該エレベーターが高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートル以上とすることができます。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができます。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとすること。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造と

するものとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にある構造とすること。
- (4) 踏段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとすること。
- (5) くし板の端部と踏段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとすること。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、60センチメートル以上とすることができます。
- (8) エスカレーターの付近には、当該エスカレーターが高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(通路)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

(階段)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。
- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとすること。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏幅は、直階段の場合にあっては1.2メートル以上とし、その他の場合にあっては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第18条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第19条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあっては2メートル以上とし、片側を使用するものにあっては1.5メートル以上とすること。

- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (8) 乗降場の両端には、転落を防止するための柵等を設けること。

(傾斜路の勾配)

第20条 路面電車停留所の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第21条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第22条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

- 2 障害者用駐車施設の数は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とするものとする。
- 3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。
 - (1) 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位

置に設けること。

- (2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。
- (4) 車両への乗降の用に供する部分の表面は、水平とすること。

(障害者用停車施設)

第23条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分（以下「障害者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (2) 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。
- (3) 障害者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第24条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第25条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

- (2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。
 - (3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。
- (エレベーター)

第26条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

- 2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。
- 3 第12条第1号から第4号までの規定は、第1項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。
- 4 第12条の規定は、第2項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第27条 第13条の規定は、前条第1項の傾斜路について準用する。

(階段)

第28条 第16条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第29条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び第25条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第30条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 男子用小便器を設ける場合においては、1以上の床置式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を

設けること。

- (4) 前号の規定により設けられる小便器には、両側に手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける際に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

- (1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

- (2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第31条 前条第2項第1号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 第25条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路は、同条各号に掲げる構造とすること。

- (2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

- (3) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

- (4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

- (5) 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

- (6) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房は、次に掲げる構造とするものとする。

- (1) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

- (2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

- (3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

- (4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号及び第6号の規定は、前項の便房について準用する。

第32条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号並びに第2項第2号から第4号までの規定は、第30条第2項第2号の便所について準用する。この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第33条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第34条 歩道等、立体横断施設の通路及び階段、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場並びに自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第35条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第36条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部^{さく}又は屈曲部^{くく}その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分を設けることができる。
- 3 第3条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間ににおける歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。
- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第4条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間ににおける歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。
- 5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第10条の規定の適用については、当分の間、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第42号

沖縄県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県道路占用料徴収条例（昭和47年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正す

る。

第4条第1号中「第7条第9号」を「第7条第11号」に改める。

別表政令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1 平方メートルにつき1 年	1,000	820
政令第7条第3号に掲げる施設	Aに0.028を乗じて得た額		

別表中「第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号」を「第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき占用料について適用し、同日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第43号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「歩道さく」を「歩道柵」に改める。

第9条第1号中「はく離」を「剥離」に改める。

第13条第1項中「ちよう付」を「貼付」に改める。

第47条の表中「伊平屋村」を「伊平屋村 久米島町」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における沖縄県屋外広告物条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第44号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条・第30条の2」を「第30条—第30条の3」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「がけ」を「崖」に改める。

第14条第2項第2号中「こう配」を「勾配」に改める。

第24条第1項中「第10条の2第1号」を「第10条の2の2第1号」に改める。

第7章中第30条の2を第30条の3とし、第30条の次に次の1条を加える。

(事務処理の特例)

第30条の2 この条例に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げるものは、地方自治法第252条の17の2第1項の規定により、同表の右欄に掲げる市が処理することとする。

事務	市
1 第17条の2の規定による認定に関する事務	那覇市 宜野湾市
2 第24条第1項ただし書（第28条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認定に関する事務	浦添市 沖縄市 うるま市
3 第27条第1項ただし書の規定による認定に関する事務	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第5条、第14条及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の第30条の2の表左欄に掲げる事務に係る建築基準法施行条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては改正後の第30条の2の表右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における建築基準法施行条例の適用については、当該市の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に建築基準法施行条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第30条の2の表右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における建築基準法施行条例の適用については、当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第45号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,285人」を「4,228人」に、「1,630人」を「1,645人」に、「9,284人」を「9,338人」に、「15,214人」を「15,226人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第46号

沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察職員の定員に関する条例（昭和47年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2,585人」を「2,594人」に、「211人」を「212人」に、「1,490人」を「1,496人」に、「782人」を「784人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第47号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 風適法第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可に関する事務の項中「認定を受けた遊技機以外の遊技機がないとき」を「風適法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下「未認定遊技機」という。）がないとき」に、

(1) 3月以内の期間を限って営む営業	16,000円	を
(2) その他の営業	27,000円	」

(1) 3月以内の期間を限って営む営業	15,000円	に、「認定を受けた
(2) その他の営業	25,000円	」

遊技機以外の遊技機があるとき」を「未認定遊技機があるとき」に、「認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（風適法第20条第4項の検定（以下単に「検定」という。）を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）を「2,800円（風適法第20条第4項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機）に、「2,700円」を「8,000円」に、

(1) 3月以内の期間を限って営む営業	15,000円	を
(2) その他の営業	27,000円	」

(1) 3月以内の期間を限って営む営業	14,000円	に、「9,300円」を
(2) その他の営業	24,000円	」

「8,600円」に、「7,400円」を「6,800円」に改め、同表風適法第20条第10項において準用する第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更承認に関する事務の項を次のように改める。

風適法第20条第10項において準用する第9条第1項の規定に基づく遊技機の変更承認に関する事務の項	遊技機変更承認申請手数料	2,400円
	1 承認を受けようとする遊技機に未認定	

用する第9条第 1項の規定に基 づく遊技機の変 更承認（以下単 に「承認」とい う。）に関する 事務	遊技機がない場合	
	2 承認を受けようとする遊技機に未認定 遊技機がある場合	5,200円（特定未認定 遊技機がある場合に あっては、8,000円に 当該特定未認定遊技 機が属する型式の数 を2,400円に乗じて得 た額を加算した額） に、未認定遊技機1 台ごとに40円（特定 未認定遊技機につい ては、それぞれ別表 第2の1の項の(3)の 右欄に定める額から 8,000円を減じた額） を加算した額

別表第2の1の項中 「 2,700円 」 を 「 2,200円 」 に、「2,720円」を「4,340円」に、「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、「5,900円」を「14,400円」に、「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に、「30,700円」を「35,000円」に、「10,800円」を「19,000円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、「同時に」の次に「当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれこの項の右欄に定める額から2,700円」を「この項の右欄の規定にかかわらず、同項の(1)の場合にあっては0円とし、同項の(2)の場合にあっては40円とし、同項の(3)の場合にあってはそれぞれ同項の(3)の右欄に定める額から8,000円」に改め、同表2の項中「6,300円」を「3,900円」に、「18,000円」を「6,300円」に、「1,530,000円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、「174,000円」を「338,000円」に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に、「1,193,000円」を「1,148,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に、「1,192,000円」を「1,147,000円」に、「348,000円」を「481,000円」に改め、同表3の項中

「 (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するも 32,300円 」

の (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	8,100円	を
「 (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するも の (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	43,300円 23,100円	に、
「 (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するも の (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	25,300円 8,100円	を
「 (ア) マイクロプロセッサーを内蔵するも の (イ) (ア)に掲げるもの以外のもの	36,300円 23,000円	に、「5,700円」を
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	25,300円 3,300円	を
ア マイクロプロセッサーを内蔵するもの イ アに掲げるもの以外のもの	36,300円 19,100円	に改め、「同時に」

の次に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改め、同表4の項中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に、「1,135,200円」を「1,135,000円」に、「168,200円」を「345,000円」に、「1,810,200円」を「1,628,000円」に、「393,200円」を「486,000円」に、「1,187,200円」を「1,155,000円」に、「343,200円」を「489,000円」に、「1,186,200円」を「1,154,000円」に、「342,200円」を「488,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに風俗営業の許可及び遊技機の変更承認並びに遊技機の認定、検定、遊技機試験及び型式試験の申請をしている者の当該申請に係る手数料の額については、改正後の沖縄県警察関係手数料条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第48号

沖縄県暴力団排除条例の一部を改正する条例

沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第4条中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。

第18条中「行為をしている者」を「行為をした者」に改める。

第19条第2項中「行為がある場合」を「行為があった場合」に、「行為をしている者」を「行為をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第1条、第3条及び第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条及び第19条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の第18条に規定する行為をした者又は改正後の第19条第2項に規定する行為をした者について適用する。

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める

条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第49号

沖縄県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(信号機に関する基準)

第3条 信号機に関する法第36条第2項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識に関する基準）

第4条 道路標識に関する法第36条第2項に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第5条 道路標示に関する法第36条第2項に規定する基準は、次の各号のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- (2) 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第50号

沖縄県病院事業局の専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第34条第1項において準用する法第19条第3項の規定に基づき、水道技術管理者の資格を定めるものとする。

（水道技術管理者の資格）

第2条 法第34条第1項において準用する法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、第3号に規定する学校を卒業した者については3年以上、第4号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 管理規程で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第51号**沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立宮古病院の項中「393床」を「277床」に改める。

別表第2中 「

沖縄県立宮古病院附属池間診療所	宮古島市
沖縄県立宮古病院附属多良間診療所	宮古郡多良間村

」を

「

沖縄県立宮古病院附属多良間診療所	宮古郡多良間村
------------------	---------

」に改める。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第52号**沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「第3号」を「次号」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 金城印刷
〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号